

キまでとし、ケを削り、コをクとし、サをケとし、シをコとし、同条第2項中「前項第25号イ、オ又はカ」を「前項第23号イ、エ又はオ」に、「部局長等」を「副知事及び部局長」に改め、「並びに危機管理監」を削り、「第13条第4項及び第5項並びに第14条第1項において」を「以下」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(副知事の専決事項)

第4条の2 副知事は、おおむね次に掲げる事項の専決をする。

- (1) 条例の改正（法令等の改正による必然的なものに限る。）及び訓令の制定又は改廃（改正にあつては、軽易な事項に係るものを除く。）に関すること。
- (2) 本庁の部長相当職以上の職員の旅行命令及びその復命の受理並びに休暇、欠勤その他服務に関すること（本庁の部長相当職の職員に係る旅行命令及び休暇にあつては、5日以上のものに限る。）。
- (3) 本庁の部長相当職の職員の管理職員特別勤務手当の支給に関すること。
- (4) 行政代執行に関すること。
- (5) 次に掲げる事項の支出負担行為に関すること（法令に基づく事項に係るものであつて、法令等で対象事業、支出金額等の基準が定められており、その決定に関し裁量性がないものを除く。）。
 - ア 1件4,000万円以上（随意契約によるものにあつては、1件1,000万円以上）の備品購入費
 - イ 次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に係る負担金、補助及び交付金（直轄事業費負担金並びに債務負担行為に基づく元利償還金補助金及び利子補給金に係るものを除く。）
 - (ア) 公共事業等 1件5億円以上10億円未満（債権者が複数ある場合において当該債権者ごとの支出金額のいずれもが副知事の専決を受けなければならない額未満であるもの並びに債権者、支出金額及び内容が予算の編成時と同一であるものを除く。）
 - (イ) 国庫補助事業（(ア)に該当するものを除く。） 1件2億円以上5億円未満（債権者が複数ある場合において当該債権者ごとの支出金額のいずれもが副知事の専決を受けなければならない額未満であるもの並びに債権者、支出金額及び内容が予算の編成時と同一であるものを除く。）

(ウ) 県単独事業 ((ア)に該当するものを除く。) 1件1億円以上2億円未満
(債権者が複数ある場合において当該債権者ごとの支出金額のいずれもが副知事の専決を受けなければならない額未満であるもの並びに債権者、支出金額及び内容が予算の編成時と同一であるものを除く。)

ウ 投資及び出資金 (企業会計 (富山県病院事業会計、富山県流域下水道事業会計、富山県電気事業会計、富山県水道事業会計、富山県工業用水道事業会計及び富山県地域開発事業会計をいう。以下同じ。)) に係るものにあつては、1件1億円以上)

第5条第1項中「(本庁の局長及び部長をいう。以下同じ。)」を削り、「課長をいう」及び「課長補佐をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第8条中「第5条」を「第4条の2、第5条」に改める。

第12条第1項中「副知事」を「当該事案を担当する副知事 (共管する事案にあつては、当該事案を共管する全ての副知事)」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を削る。

第13条第1項中「(消防課及び防災・危機管理課の所掌に属する事務に係るものについては、危機管理監)」を削り、同条第2項中「総合政策局長」を「知事政策局長」に改め、同条第4項及び第5項中「部局長等」を「部局長」に改める。

第14条第1項中「部局長等」を「部局長」に改め、「(消防課及び防災・危機管理課相互間に係るものについては、危機管理監)」を削る。

別表第1の1の表部局長専決事項の欄中第21号を第22号とし、第20号を第21号とし、同欄第19号キ(ウ)及び(エ)中「決裁」を「決裁又は副知事の専決」に改め、同号キ(オ)中「7,000万円」を「1億円」に、「決裁」を「決裁又は副知事の専決」に改め、同号中タをチとし、シからソまでをスからタまでとし、同号サの次に次のように加え、同号を同欄第20号とする。

シ 1件1億円未満の投資及び出資金 (企業会計に係るものに限る。)

別表第1の1の表部局長専決事項の欄中第18号を第19号とし、第1号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、同欄に第1号として次の1号を加える。

(1) 附属機関の委員の任命に関すること。

別表第2の1の表総合政策局の項を次のように改める。

知事政 策局	成長戦 略室			首都圏本部 次に掲げる事項の 支出負担行為及び支 出命令に関すること。 ア 1件50万円未 満の諸費 イ 1件 500万円 未満の負担金、 補助及び交付金
	秘書課		(1) 叙位及び死亡 者叙勲の上申に 関すること。 (2) 紺綬褒章の上 申 <small>じゆ</small> に関すること。	

別表第2の1の表総合政策局の項の次に次のように加える。

危機管 理局	消防課	(1) 消防法による移 送取扱所に係る命 令に関すること。	(1) 消防組織法に よる消防機械器 具等の性能試験 に関すること。	
		(2) 高圧ガスの製造 及び貯蔵の許可並 びに技術上の基準 適合命令に関する こと（室課長の専 決事項に係るもの を除く。）。 (3) 高圧ガス製造保 安責任者等の免状 返納命令に関する	(2) 移送取扱所の 設置の許可及び 移送取扱所の位 置、構造又は設 備の変更の許可 に関すること。 (3) 移送取扱所の 完成検査及び位 置、構造又は設	

	<p>こと。</p> <p>(4) 高压ガス保安統括者等の解任命令に関すること。</p> <p>(5) 高压ガス保安法による緊急措置命令に関すること。</p> <p>(6) 高压ガス指定検査機関の指定に関すること。</p> <p>(7) 液化石油ガス業務主任者等の解任命令に関すること。</p> <p>(8) 液化石油ガスの貯蔵施設等の設置及び充てん設備の許可並びに技術上の基準適合命令に関すること。</p> <p>(9) 液化石油ガス設備士の免状返納命令に関すること。</p> <p>(10) 火薬類の製造及び販売の許可に関すること（室課長の専決事項に係るものを除く。）。</p> <p>(11) 火薬類の譲渡、譲受け及び消費の</p>	<p>備を変更する場合の一部仮使用の承認に関すること。</p> <p>(4) 移送取扱所に係る予防規程の制定及び変更の認可に関すること。</p> <p>(5) 消防法による資料の提出、立入検査等に関すること。</p> <p>(6) 消防防災ヘリコプターの出動の決定に関すること。</p> <p>(7) 高压ガスの製造（冷凍設備によるものに限る。）及び容器特別充てんの許可に関すること。</p> <p>(8) 高压ガスの製造及び貯蔵の変更の許可に関すること。</p> <p>(9) 高压ガス危害予防規程の変更</p>	
--	---	---	--

	<p>許可の取消しに関する こと。</p> <p>(12) 火薬類製造保安 責任者等の免状返 納命令及び解任命 令に関すること。</p> <p>(13) 火薬類取締法に よる緊急措置命令 に関すること。</p> <p>(14) 猟銃等の製造及 び販売の許可に関 すること（室課長 の専決事項に係る ものを除く。）。</p> <p>(15) 猟銃等の製造及 び販売の一時停止 命令に関すること。</p> <p>(16) 電気工事の施行 差止め命令及び事 業停止命令に関す ること。</p>	<p>命令に関するこ と。</p> <p>(10) 高圧ガス製造 保安責任者等の 免状及び検査証 等の交付に関す ること。</p> <p>(11) 高圧ガス容器 のくず化その他 の処分命令に関 すること。</p> <p>(12) 高圧ガス保安 法による立入検 査等に関するこ と。</p> <p>(13) 液化石油ガス の保安機関の認 定及び保安業務 の改善命令に関 すること。</p> <p>(14) 液化石油ガス 消費設備の基準 適合命令に関す ること。</p> <p>(15) 液化石油ガス の販売事業者の 認定に関するこ と。</p> <p>(16) 液化石油ガス</p>	
--	---	--	--

				<p>の貯蔵施設等及び充てん設備の変更の許可に関する事。</p> <p>(17) 液化石油ガス設備士の免状及び検査証等の交付に関する事。</p> <p>(18) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による立入検査等に関する事。</p> <p>(19) 火薬類の販売（競技用紙雷管に係るものに限る。）の許可に関する事。</p> <p>(20) 火薬庫の設置の許可に関する事。</p> <p>(21) 火薬類の製造及び販売並びに火薬庫の設置の変更の許可に関する事。</p> <p>(22) 火薬類の技術上の基準適合命</p>	
--	--	--	--	--	--

令に関すること。

(23) 火薬庫外において火薬類を貯蔵することのできる安全な場所の指定に関すること。

(24) 火薬類の製造施設及び火薬庫の完成検査に関すること。

(25) 火薬類の譲渡、譲受け、消費及び廃棄の許可（取消しに係るものを除く。）に関すること。

(26) 火薬類危害予防規程の認可及び変更命令に関すること。

(27) 火薬類の保安教育計画の認可に関すること。

(28) 火薬類の免状及び検査証の交付に関すること。

(29) 火薬類取締法による立入検査

				<p>等に関する事。</p> <p>(30) 猟銃等の製造及び販売の変更の許可に関する事。</p> <p>(31) 猟銃等の製造の技術上の基準適合命令に関する事。</p> <p>(32) 武器等製造法による立入検査等に関する事。</p> <p>(33) 電気工事士試験の受験資格の認定に関する事。</p> <p>(34) 電気工事士の免状の交付に関する事。</p> <p>(35) 電気工事業の業務の適正化に関する法律（以下「電気工事適正化法」という。）による危険等防止に関する事。</p> <p>(36) 電気工事適正化法による立入</p>	•
--	--	--	--	---	---

			検査等に関する こと。	
--	--	--	----------------	--

別表第2の1の表観光・交通振興局の項を次のように改める。

地方創 生局	ワンチ ームと やま推 進室	<p>(1) 地域人口の急減 に対処するための 特定地域づくり事 業の推進に関する 法律（以下「特定 地域づくり事業推 進法」という。） 第3条第3項の規 定による認定に関 すること。</p> <p>(2) 特定地域づくり 事業推進法第9条 第2項の規定によ る認定の取消しに 関すること。</p> <p>(3) 特定地域づくり 事業推進法第12条 第1項の規定によ る報告徴収及び立 入検査に関するこ と。</p> <p>(4) 特定地域づくり 事業推進法第13条 第1項及び第2項 の規定による適合 命令及び改善命令</p>	<p>(1) 特定地域づく り事業推進法第 5条第3項にお いて準用する特 定地域づくり事 業推進法第3条 第3項の規定に よる変更の認定 に関すること。</p> <p>(2) 特定地域づく り事業推進法第 6条第5項にお いて準用する特 定地域づくり事 業推進法第3条 第3項の規定に よる有効期間の 更新に関するこ と。</p> <p>(3) 特定地域づく り事業推進法第 8条の規定によ る廃止の届出の 受理に関するこ と。</p> <p>(4) 地方交付税及</p>	
-----------	-------------------------	--	---	--

	<p>に關すること。</p> <p>(5) 特定地域づくり事業推進法第14条第1項の規定による事業停止命令に關すること。</p> <p>(6) 市町村の起債に係る許可及び協議における同意に關すること。</p> <p>(7) 地方公共団体の組合の設置又は組織、事務及び規約の変更の許可に關すること。</p> <p>(8) 市町村に交付すべき地方交付税及び地方特例交付金の額の算定及び交付に關すること。</p> <p>(9) 地方公営企業の經營に關し、關係市町村の申出に対するあつせん、調停及び勸告に關すること。</p> <p>(10) 市町村の設立に係る土地開發公社の設立認可、定款</p>	<p>び地方特例交付金の算定に用いた資料の検査に關すること。</p> <p>(5) 市町村の協議会の設置及び機關の共同設置又は規約の変更等の届出の受理に關すること。</p> <p>(6) 2以上の市町村にわたる固定資産の価格等の決定及び配分に關すること。</p>	
--	--	---	--

	<p>変更認可及び解散認可に関すること。</p> <p>(11) 市町村の財政再生計画の変更の協議に基づく同意に関すること。</p>		
総合交通政策室	<p>空港内の工作物の設置及び土地、建物等の使用の許可に関すること（空港管理事務所長の専決事項に係るものを除く。）。</p>	<p>空港内で営業する者の許可に関すること（空港管理事務所長の専決事項に係るものを除く。）。</p>	<p>空港管理事務所</p> <p>(1) 空港の運用時間外の空港施設の使用許可に関すること。</p> <p>(2) 空港施設の使用届又は使用変更届の受理に関すること。</p> <p>(3) 空港における換算単車輪荷重が30トンを超える航空機の使用許可に関すること。</p> <p>(4) 空港において爆発物又は危険を伴う可燃物を携帯し、又は運搬する行為及び裸火を使用する行為の許可に関すること。</p> <p>(5) 空港内の工作物の設置及び土地、</p>

			<p>建物等の使用の許可（同一内容で更新するものに限る。）に関する事。</p> <p>(6) 空港内で営業する者の許可（同一内容で更新するものに限る。）に関する事。</p> <p>(7) 空港の構内営業の休廃止届の受理に関する事。</p> <p>(8) 空港制限区域立入証等の交付に関する事。</p>
観光振興室		旅行業約款の許可に関する事。	
スポーツ振興課			<p>体育施設</p> <p>次に掲げる県営体育施設の利用時間の変更に関する事。</p> <p>ア 総合体育センター</p> <p>イ 高岡総合プール</p> <p>ウ 富山武道館</p> <p>エ 高岡武道館</p> <p>オ 富山弓道場</p> <p>カ 福光射撃場</p>

				キ スキージャン プ場 ク 漕艇場 ケ 上市カヌー競 技場 コ 西部体育セン ター
--	--	--	--	---

別表第2の1の表経営管理部人事課の項部局長専決事項の欄第1号中「係長」を「課長」に改め、「（主任及び主任普及指導員を除く。）」を削り、同表中

統計調 査課	県基幹統計調査の 指定又は指定の変更 若しくは解除に関す ること。	(1) 調査区の設定 に関する事 こと。 (2) 統計調査員の 任免に関する事 こと。	
文書総 務課	(1) 公益信託の引受 けの許可に関する こと。 (2) 宗教法人の規則 の認証に関する事 こと。	(1) 行政書士会の 会則の変更の認 可に関する事 こと。 (2) 公益法人の財 産目録等及び移 行法人の公益目 的支出計画実施 報告書の閲覧又 は謄写に関する こと。 (3) 公益信託の信 託の条項の変更 の認可に関する こと。 (4) 宗教法人の規	公文書館 公文書等の記録の 閲覧、複写、貸出し 及び出版物等への掲 載の承認に関する事 こと。

		<p>則の変更の認証 に 関すること。 (5) 宗教法人の過 料に 関すること。</p>	
--	--	--	--

を

総務課	<p>(1) 公益信託の引受 けの許可に 関すること。 (2) 宗教法人の規則 の認証に 関すること。</p>	<p>(1) 公益法人の財 産目録等及び移 行法人の公益目 的支出計画実施 報告書の閲覧又 は謄写に 関すること。 (2) 公益信託の信 託の条項の変 更の認可に 関すること。 (3) 宗教法人の規則 の変更の認証 に 関すること。 (4) 宗教法人の過 料に 関すること。 (5) 行政書士会 の会則の変 更の認可に 関すること。</p>	<p>公文書館 公文書等の記録の 閲覧、複写、貸出し 及び出版物等への掲 載の承認に 関すること。</p>
統計調査課	<p>県基幹統計調査の 指定又は指定の変 更若しくは解除に 関すること。</p>	<p>(1) 調査区の設定 に 関すること。 (2) 統計調査員の 任免に 関すること。</p>	

		と。	
学術振 興課	<p>(1) 公立大学法人富山県立大学に係る認可、承認及び監督に関すること（室課長の専決事項に係るものを除く。）。</p> <p>(2) 富山県奨学資金（大学院奨学資金に限る。）の貸与者の決定及び返還の免除に関すること。</p> <p>(3) 小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可に関すること。</p> <p>(4) 幼稚園、専修学校及び各種学校を設置する学校法人の設立等の認可に関すること。</p> <p>(5) 幼稚園、専修学校及び各種学校の設置等の認可に関すること（室課長</p>	<p>(1) 公立大学法人富山県立大学に係る認可、承認及び監督に係る届出の受理に関すること。</p> <p>(2) 学校法人の寄附行為の変更の認可に関すること。</p> <p>(3) 幼稚園及び各種学校の収容定員に係る学則の変更の認可に関すること。</p> <p>(4) 専修学校の目的の変更の認可に関すること。</p>	

	の専決事項に係るものを除く。)		
--	-----------------	--	--

に、

			を除く。)
市町村 支援課	<p>(1) 市町村の起債に係る許可及び協議における同意に関すること。</p> <p>(2) 地方公共団体の組合の設置又は組織、事務及び規約の変更の許可に関すること。</p> <p>(3) 市町村に交付すべき地方交付税及び地方特例交付金の額の算定及び交付に関すること。</p> <p>(4) 地方公営企業の経営に関し、関係市町村の申出に対するあつせん、調停及び勧告に関すること。</p> <p>(5) 市町村の設立に係る土地開発公社の設立認可、定款変更認可及び解散認可に関すること。</p>	<p>(1) 地方交付税及び地方特例交付金の算定に用いた資料の検査に関すること。</p> <p>(2) 市町村の協議会の設置及び機関の共同設置又は規約の変更等の届出の受理に関すること。</p> <p>(3) 2以上の市町村にわたる固定資産の価格等の決定及び配分に関すること。</p>	

		(6) 市町村の財政再生計画の変更の協議に基づく同意に関すること。		
--	--	-----------------------------------	--	--

を

				を除く。)
--	--	--	--	-------

に改め、同表生活環境文化部県民生活課の項部局長専決事項の欄中第48号を第50号とし、第1号から第47号までを2号ずつ繰り下げ、同欄に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 特定非営利活動法人に係る設立及び合併の認証、認定、特例認定並びに合併の認定に関すること。

(2) 特定非営利活動法人に係る勧告、命令及びその他の事業の停止に関すること。

別表第2の1の表生活環境文化部県民生活課の項室課長専決事項の欄中第3号を第8号とし、第2号を第7号とし、第1号を第6号とし、同欄に第1号から第5号までとして次の5号を加える。

(1) 特定非営利活動法人に係る定款の変更の認証に関すること。

(2) 特定非営利活動法人に係る事業の成功の不能による解散の認定に関すること。

(3) 解散した特定非営利活動法人に係る残余財産の譲渡の認証に関すること。

(4) 特定非営利活動法人に係る業務、財産状況等の報告又は検査に関すること。

(5) 特定非営利活動法人に係る認定の有効期間の更新に関すること。

別表第2の1の表中

				る使用料の減免に関すること。
--	--	--	--	----------------

を

				る使用料の減免に関すること。
	国際課		一般旅券の交付に関すること。	

に改め、同表生活環境文化部環境保全課の項部局長専決事項の欄第33号から第47号まで及び同項室課長専決事項の欄第12号から第41号までを削り、同表厚生部厚生企画課の項中「健康課の」を「健康対策室の」に、「健康課長」を「健康対策室長」に改め、同表厚生部高齢福祉課、子ども支援課、障害福祉課及び健康課の項中「健康課」を「健康対策室」に改め、

<p>「 経営支 援課</p>	<p>(1) 貸金業法第24条の6の3の規定による措置命令に関すること。 (2) 貸金業法第24条の6の4第1項の規定による登録の取消し又は業務の停止命令並びに同条第2項の規定による役員解任命令に関すること。 (3) 貸金業法第24条の6の5第1項又は第24条の6の6第1項の規定による登録の取消しに関すること。 (4) 貸金業法第24条の6の12第2項の規定による社内規則の作成及び変更の命令に関すること。</p>	<p>(1) 貸金業法第5条の規定による登録、同法第6条の規定による登録の拒否、同法第8条第2項の規定による変更の登録及び同法第24条の6の7の規定による登録の抹消に関すること。 (2) 貸金業法第9条の規定による貸金業者登録簿の閲覧に関すること。 (3) 貸金業法第24条の6の10の規定による報告徴収及び立入検査に関すること。 (4) 貸金業法第24条の6の12第3</p>	
-------------------------	--	---	--

		項又は第4項の規定による社内規則の作成、変更及び廃止の承認に関する事。	
商業まちづくり課	<p>(1) 商工会連合会の設立の認可に関する事。</p> <p>(2) 商工会の設立の認可に関する事。</p> <p>(3) 中小企業団体中央会の設立の認可に関する事。</p> <p>(4) 中小企業団体の設立及び合併の認可に関する事。</p> <p>(5) 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の設立の認可に関する事。</p> <p>(6) 大規模小売店舗立地法の規定による県の意見を述べること等並びに勧告及び勧告に従わなかつた旨の公表に関する事。</p>	<p>(1) 商工会連合会の定款の変更の認可に関する事。</p> <p>(2) 商工会の定款の変更の認可に関する事。</p> <p>(3) 中小企業団体中央会の定款の変更の認可に関する事。</p> <p>(4) 商工会議所の定款の変更の認可に関する事。</p> <p>(5) 中小企業団体の定款の変更の認可に関する事。</p> <p>(6) 事業協同組合の定める共済規程又は火災共済規程の変更又は廃止に関する事。</p>	

			<p>(7) 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の定款の変更の認可に関する事。</p> <p>(8) 大規模小売店舗立地法の規定による届出、市町村の意見及び意見を有する者の意見の公告及び縦覧に関する事。</p>	
--	--	--	---	--

を

地域産業支援課	<p>(1) 商工会連合会の設立の認可に関する事。</p> <p>(2) 商工会の設立の認可に関する事。</p> <p>(3) 中小企業団体中央会の設立の認可に関する事。</p> <p>(4) 中小企業団体の設立及び合併の認可に関する事。</p> <p>(5) 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の設立の認可に関する事。</p>	<p>(1) 商工会連合会の定款の変更の認可に関する事。</p> <p>(2) 商工会の定款の変更の認可に関する事。</p> <p>(3) 中小企業団体中央会の定款の変更の認可に関する事。</p> <p>(4) 商工会議所の定款の変更の認可に関する事。</p> <p>(5) 中小企業団体</p>	
---------	--	--	--

	<p>(6) 大規模小売店舗立地法の規定による県の意見を述べること等並びに勧告及び勧告に従わなかつた旨の公表に関すること。</p> <p>(7) 貸金業法第24条の6の3の規定による措置命令に関すること。</p> <p>(8) 貸金業法第24条の6の4第1項の規定による登録の取消し又は業務の停止命令並びに同条第2項の規定による役員解任命令に関すること。</p> <p>(9) 貸金業法第24条の6の5第1項又は第24条の6の6第1項の規定による登録の取消しに関すること。</p> <p>(10) 貸金業法第24条の6の12第2項の規定による社内規則の作成及び変更</p>	<p>の定款の変更の認可に関すること。</p> <p>(6) 事業協同組合の定める共済規程又は火災共済規程の変更又は廃止に関すること。</p> <p>(7) 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の定款の変更の認可に関すること。</p> <p>(8) 大規模小売店舗立地法の規定による届出、市町村の意見及び意見を有する者の意見の公告及び縦覧に関すること。</p> <p>(9) 貸金業法第5条の規定による登録、同法第6条の規定による登録の拒否、同法第8条第2項の規定による変</p>	
--	--	---	--

		<p>の命令に関するこ と。</p>	<p>更の登録及び同 法第24条の6の 7の規定による 登録の抹消に関 すること。</p> <p>(10) 貸金業法第9 条の規定による 貸金業者登録簿 の閲覧に関する こと。</p> <p>(11) 貸金業法第24 条の6の10の規 定による報告徴 収及び立入検査 に関すること。</p> <p>(12) 貸金業法第24 条の6の12第3 項又は第4項の 規定による社内 規則の作成、変 更及び廃止の承 認に関すること。</p>	
--	--	------------------------	---	--

に改め、同表土木部管理課の項出先機関の長専決事項の欄第75号中「認定」の次に「（富山県建築基準法施行規則別表第1第2項(ウ)欄に掲げる建築物等に係るものに限る。）」を加え、同欄第119号中「第30条及び第31条」を「第35条及び第36条」に改め、同欄第120号中「第36条」を「第41条」に改め、同表土木部建築住宅課の項室課長専決事項の欄第40号中「第30条及び第31条」を「第35条及び第36条」に改め、同欄第41号中「第36条」を「第41条」に改める。

別表第3の(1)の表中

知事		副知事	主務部局長 (政策監の所掌に属する事務にあつては、政策監)	経営管理部長
政策監		主務部局長	経営管理部長	

を

知事		副知事	主務部局長	経営管理部長
----	--	-----	-------	--------

に、

総合政策局長	課の所掌に属する事務	次長	主務課長	総合政策局長があらかじめ指定する職員
	企画調整室の所掌に属する事務	企画調整室長	主務課長	総合政策局長があらかじめ指定する職員
	地方創生・中山間対策室の所掌に属する事務	地方創生・中山間対策室長	主務課長	総合政策局長があらかじめ指定する職員
	その他の事務	次長	総合政策局長があらかじめ指定する職員	総合政策局長があらかじめ指定する職員
観光・交通振興局長	総合交通政策室の所掌に属する事務	総合交通政策室長	主務課長	観光・交通振興局長があらかじめ指定する職員
	観光振興室の所掌に属する事務	観光振興室長	主務課長	観光・交通振興局長があらかじめ指定する職員

を

知事政策局長	課の所掌に属する事務	次長	主務課長	知事政策局長があらかじめ指定する職員
--------	------------	----	------	--------------------

	成長戦略室の所掌に属する事務	成長戦略室長	主 務 課 長	知事政策局長があらかじめ指定する職員
	デジタル化推進室の所掌に属する事務	デジタル化推進室長	主 務 課 長	知事政策局長があらかじめ指定する職員
	働き方改革・女性活躍推進室の所掌に属する事務	働き方改革・女性活躍推進室長	主 務 課 長	知事政策局長があらかじめ指定する職員
	その他の事務	次 長	知事政策局長があらかじめ指定する職員	知事政策局長があらかじめ指定する職員
地方創生局長	課の所掌に属する事務	次 長	主 務 課 長	地方創生局長があらかじめ指定する職員
	ワンチームとやま推進室の所掌に属する事務	ワンチームとやま推進室長	主 務 課 長	地方創生局長があらかじめ指定する職員
	総合交通政策室の所掌に属する事務	総合交通政策室長	主 務 課 長	地方創生局長があらかじめ指定する職員
	観光振興室の所掌に属する事務	観光振興室長	主 務 課 長	地方創生局長があらかじめ指定する職員

に、

部 長	次長を2人以上置く部	部長があらかじめ第1順位者として指定する次長	部長があらかじめ第2順位者として指定する次長	部長があらかじめ指定する職員
	次長を1人置く部	次 長	主 務 室 課 長	連 絡 課 長
	次長を置かない部	主 務 室 課 長	連 絡 課 長	

を

「部長及び危機 管理局長」	次長を2人以上置く部及び局	部局長があらかじめ第1順位者として指定する次長	部局長があらかじめ第2順位者として指定する次長	部局長があらかじめ指定する職員
	次長を1人置く部及び局	次 長	主務室課長	連絡課長
	次長を置かない部及び局	主務室課長	連絡課長	

に、

「出納局長」		次 長	主務室課長	連絡課長
危機管理監	課の所掌に属する事務	危機管理監代理	主務課長	

を

「出納局長」		次 長	主務室課長	連絡課長
--------	--	-----	-------	------

に改める。

別表第3の(2)の表中「総合政策局」を「知事政策局」に、

「広域消防防災 センター所長」		副所長	消防学校長	
--------------------	--	-----	-------	--

を

「(危機管理局) 広域消防防災セ ンター所長」		副所長	消防学校長	
-------------------------------	--	-----	-------	--

に、「観光・交通振興局」を「地方創生局」に改める。

別表第4第4項第3号に次のように加える。

オ 負担金、補助及び交付金（第4条第1項第23号オ(ニ)に該当するものを除く。1件1億円以上であつても、公共事業等に係る1件5億円未満のもの、国庫補助事業に係る1件2億円未満のもの、直轄事業費負担金に係るもの並びに債務負担行為に基づく元利償還金補助金、利子補給金及び債権者が複数ある場合において当該債権者ごとの支出金額のいずれもが知事の決裁又は副知事の専決を受けなければならない額未満であるもの並びに債権者、

支出金額及び内容が予算の編成時と同一であるものにあつては、回議を省略することができる。)

カ 投資及び出資金（企業会計に係るものに限る。）

別表第4第4項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同表第5項第2号中「貸付金」を「経費」に改め、同号に次のように加える。

ア 貸付金

イ 投資及び出資金（企業会計に係るものを除く。）

別表第4第5項第4号及び第6項第4号エ中「もの」の次に「及び出先機関の長の専決事項に係るもの」を加える。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第18号の改正規定は、公表の日から施行する。

(人 事 課)

